

県立広島大学における学生の通称名使用の取扱い等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県立広島大学における学生の旧姓及び通称名（以下「通称名等」という。）使用の取扱い及び手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(通称名等の申請及び使用できる学生)

第2条 通称名等を申請し、使用できる学生は、次のとおりとする。

- (1) 学部学生
- (2) 専攻科学生
- (3) 大学院学生
- (4) 科目等履修生
- (5) 研究生
- (6) 聴講生

(通称名等を使用できる場合)

第3条 通称名等を使用できる場合は、次のとおりとする。

- (1) 婚姻等により戸籍上の姓名を変更した学生が旧姓を使用する場合
- (2) 外国籍である学生が住民票に記載されている通称名を使用する場合
- (3) 戸籍上の改名がなされていない学生が性別違和及び性自認の不一致を理由として通称名等を使用する場合
- (4) その他戸籍又は住民票（以下「戸籍等」という。）上の氏名を使用することが困難であると学長が認める場合

(通称名を使用する文書等)

第4条 通称名等が使用できる文書、証書等（以下「文書等」という。）は、第5条に定める以外の文書等とする。

(戸籍等上の氏名使用文書等)

第5条 戸籍等上の氏名を使用する文書等は、次のとおりとする。

- (1) 学位記
- (2) 各種証明書
- (3) 法令等の定めにより戸籍等上の氏名を使用することとされる文書等
- (4) 学外との手続等において戸籍等上の氏名の使用が適当とされる文書等

(5) その他通称名等使用を行うことが困難であると学長が判断するもの

(通称名等使用許可)

第6条 通称名等の使用を希望する学生は、別紙様式第1号による通称名等使用願に確認書類を添えて、所属する学部又は研究科の長（以下「学部長等」という。）を経て学長に願い出るものとする。

2 学長は、前項の規定による願い出に基づき、通称名等の使用を認めた場合は、別紙様式第2号による通称名等使用許可書により、当該学生に通知するものとする。

(通称名等使用中止)

第7条 前条の規定による許可に基づき、通称名等を使用している学生が、通称名等の使用を中止する場合は、別紙様式第3号による通称名等使用中止願により、学部長等を経て学長に願い出るものとする。

2 学長は、前項の規定による願い出に基づき、通称名等の使用中止を認めた場合は、別紙様式第4号による通称名等使用中止許可書により、当該学生に通知するものとする。

(記録)

第8条 前2条の規定により通称名等の使用又は中止を認めた場合は、その旨を学籍簿に記録する。

(学位記への通称名等の併記)

第9条 第4条及び第5条の規定にかかわらず、通称名等を使用する学生から、別紙様式第5号による学位記記載氏名併記届により、学部長等を経て学長に届出があった場合には、学位記に戸籍等上の氏名と通称名等を併記することができるものとする。

(庶務)

第10条 学生の通称名等の使用の取扱い等に関する事務は、当該学生の所属するキャンパスの教学課において処理する。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、学生の通称名等の使用の取扱い等に関し必要な事項は、大学教育実践センター長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

通称名等使用願

令和 年 月 日

県立広島大学長 様

学部（研究科）

学科（専攻）

学籍番号

氏 名 印

保証人等氏名 印

次のとおり旧姓又は通称名を使用したいので、許可してください。

1 使用を開始する日 令和 年 月 日

2 使用する旧姓又は通称名

ふりがな 氏 名	
ローマ字	

3 戸籍又は住民票上の氏名

ふりがな 氏 名	
ローマ字	

(注)

- 1 保証人等の同意を得て、保証人等氏名欄に署名・押印してください。
- 2 戸籍上の氏名が確認できる書類（戸籍抄本等）及び医療機関が発行する「通称名の使用を医師として認める」旨の記載がある診断書等を添付してください。
- 3 通称名使用が認められた時は、学生生活規定別記様式第4号以外のものは、原則として上記2の氏名を用いることとなります。
- 4 通称名使用に係る戸籍上の氏名との同一性の証明については、当該学生の自己責任によるものとします。

別記様式第2号（第6条関係）

## 通称名等使用許可通知書

令和 年 月 日

様

県立広島大学長

令和 年 月 日付けで願い出のあった通称名等使用について、次のとおり許可したので通知します。

1 許可日 令和 年 月 日

2 使用する旧姓又は通称名

ふりがな 氏 名	
ローマ字	

3 戸籍上の氏名又は住民票上の氏名

ふりがな 氏 名	
ローマ字	

(注意事項)

- ・各種証明書など対外的に使用する文書等では、戸籍又は住民票上の氏名を使用します。
- ・旧姓又は通称名と戸籍又は住民票上の氏名を使い分けることに起因する学内外での不利益等について、自己の責任において対応してください。

別記様式第3号（第7条関係）

通称名等使用中止願

令和 年 月 日

県立広島大学長 様

学部（研究科）

学科（専攻）

学籍番号

氏 名 印

保証人等氏名 印

次のとおり許可されていた旧姓又は通称名の使用を中止したいので、許可してください。

1 使用を中止する日 令和 年 月 日

2 使用を中止する旧姓又は通称名

ふりがな 氏 名	
ローマ字	

3 戸籍又は住民票上の氏名

ふりがな 氏 名	
ローマ字	

4 中止理由

別記様式第4号（第7条関係）

## 通称名等使用中止許可通知書

令和 年 月 日

様

県立広島大学長

令和 年 月 日付けで願い出のあった通称名等使用中止について、次のとおり許可したので通知します。

1 使用中止日 令和 年 月 日

2. 使用を中止する旧姓又は通称名

ふりがな 氏 名	
ローマ字	

3 戸籍上の氏名又は住民票上の氏名

ふりがな 氏 名	
ローマ字	

別記様式第5号（第9条関係）

学位記記載氏名併記届

令和 年 月 日

県立広島大学学長 殿

学部（研究科）

学科（専攻）

学籍番号

氏 名 印

保証人等氏名 印

学位記に記載する氏名については、次により旧姓又は通称名を併記し記載して  
いただきたく、届出いたします。

学位記記載氏名

※併記する旧姓又は通称名を（ ）で記載すること。

例：山田（田中） 太郎，山田 太郎（八郎），山田 太郎（田中 八郎）